

基 発 0 9 2 5 第 4 号
令 和 2 年 9 月 2 5 日

関係団体各位

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和2年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年度の地域別最低賃金額の改定については、40県において、令和2年8月から9月の間に、改定公示が行われ、令和2年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定最賃額及び発効日の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和2年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額		引上げ額【円】	発効年月日
北海道	861	(861)	-	2019年 10月3日
青森	793	(790)	3	2020年 10月3日
岩手	793	(790)	3	2020年 10月3日
宮城	825	(824)	1	2020年 10月1日
秋田	792	(790)	2	2020年 10月1日
山形	793	(790)	3	2020年 10月3日
福島	800	(798)	2	2020年 10月2日
茨城	851	(849)	2	2020年 10月1日
栃木	854	(853)	1	2020年 10月1日
群馬	837	(835)	2	2020年 10月3日
埼玉	928	(926)	2	2020年 10月1日
千葉	925	(923)	2	2020年 10月1日
東京	1,013	(1013)	-	2019年 10月1日
神奈川	1,012	(1011)	1	2020年 10月1日
新潟	831	(830)	1	2020年 10月1日
富山	849	(848)	1	2020年 10月1日
石川	833	(832)	1	2020年 10月7日
福井	830	(829)	1	2020年 10月2日
山梨	838	(837)	1	2020年 10月9日
長野	849	(848)	1	2020年 10月1日
岐阜	852	(851)	1	2020年 10月1日
静岡	885	(885)	-	2019年 10月4日
愛知	927	(926)	1	2020年 10月1日
三重	874	(873)	1	2020年 10月1日
滋賀	868	(866)	2	2020年 10月1日
京都	909	(909)	-	2019年 10月1日
大阪	964	(964)	-	2019年 10月1日
兵庫	900	(899)	1	2020年 10月1日
奈良	838	(837)	1	2020年 10月1日
和歌山	831	(830)	1	2020年 10月1日
鳥取	792	(790)	2	2020年 10月2日
島根	792	(790)	2	2020年 10月1日
岡山	834	(833)	1	2020年 10月3日
広島	871	(871)	-	2019年 10月1日
山口	829	(829)	-	2019年 10月5日
徳島	796	(793)	3	2020年 10月4日
香川	820	(818)	2	2020年 10月1日
愛媛	793	(790)	3	2020年 10月3日
高知	792	(790)	2	2020年 10月3日
福岡	842	(841)	1	2020年 10月1日
佐賀	792	(790)	2	2020年 10月2日
長崎	793	(790)	3	2020年 10月3日
熊本	793	(790)	3	2020年 10月1日
大分	792	(790)	2	2020年 10月1日
宮崎	793	(790)	3	2020年 10月3日
鹿児島	793	(790)	3	2020年 10月3日
沖縄	792	(790)	2	2020年 10月3日

令和2年9月28日

ご担当者 様

厚生労働省労働基準局賃金課

業務改善助成金リーフレットの送付について

平素より労働基準行政に御協力を賜り誠にありがとうございます。

「令和2年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）」において、改定最賃額及び発効日の周知について御協力のお願いを申し上げたところですが、厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、「業務改善助成金」の支給を行っておりますので、傘下の会員等に対してあわせて周知いただきたくご案内させていただきました。

業務改善助成金については、厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/zigyonushi/shi enjigyou/03.html) でご案内しておりますとともに、リーフレットを同封させていただきます。ご不明な点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

記

- ・ 業務改善助成金リーフレット …… 1部

【担当者】

厚生労働省労働基準局
賃金課 賃金・退職金制度係 松浦
代表：03-5253-1111（内線：5348）